**日本核医学会・日本歯科放射線学会 PET 核医学歯科認定医各位**

**一般社団法人日本核医学会　教育•専門医審査委員会**

**特定非営利活動法人日本歯科放射線学会　認定委員会**

**令和 2 年 PET 核医学歯科認定医資格更新申請手続きについて**

日本核医学会・日本歯科放射線学会 PET 核医学歯科認定医のうち下記に該当される方は、令和2年7月31日に PET 核医学歯科認定医としての資格期間が満了いたします。資格の更新をご希望の方は同封の申請書に必要事項を記入して、日本歯科放射線学会認定委員会に提出して下さい。

**1. 資格更新対象者**

　2010年8月認定(2015年8月更新認定) 認定番号 PD00001, PD00003, PD00004, PD00006, PD00008, PD00009,

PD00012, PD00013, PD00014, PD00015

**2. 更新の申請資格**

　資格更新を申請する者は、次の各号の資格を全て満足することを要する。

1) 更新申請時において、PET 核医学歯科認定医であること。

2) 更新申請時において、過去 5 年間継続して会員であること。

3) 更新申請時において、過去 5 年間に、別表に示す単位表から委員会か定める総単位数60単位以上を取得していること。認定した学術集会は別に示す。

4) 更新申請時において、過去 5 年間に、日本核医学会学術総会に 1 回以上および春季大会における PET 研修セミナーもしくはPET核医学エキスパートセミナーに 1 回以上出席していること。

前項の PET研修セミナーへの出席は、過去 5 年間に以下の 2 項目の課程に分けて受講することも認めるものとする(注 1)。

①　平成16年8月1日付の厚生労働省医政局長通知に定める事項(注 2)に関係する課程

②　それ以外の課程

　②の受講は、本学会が指定する別の PET 関連セミナーへの過去 5 年以内の出席をもって代えることができる(注 3)。

注 1：本項は、平成23年の春季大会における PET 研修セミナーへの出席から適用する。

注 2：平成16年8月1日付の厚生労働省医政局長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(医政発第 0801001号)の第2の3 (2) ③ に定める事項で、主として、基礎、安全、法令およびガイドラインに関係する。

注 3：日本核医学会 PET 核医学分科会が行う PETサマーセミナーを指定する。

5) 更新申請時において、過去5年間に、日本歯科放射線学会学術大会に1 回以上、およびPET核医学歯科認定医制度の認定審査申請資格「日本歯科放射線学会が指定する核医学関連学術講演会（口腔顎顔面核医学フォーラム学術集会）」に1 回以上出席していること。合同セッションフォーラムは含まれません。

**3. 更新申請**

　更新を希望する者は、次の関係書類に更新審査・認定料 10,000 円(税込み)の払い込み受領証(写し)を添えて所定の期日までに委員会(歯科放射線学会事務局)に提出して下さい。送付を証明する送付方法でお送りください。

**振込先: 郵便振替 払込口座番号　00110-2-759887**

**特定非営利活動法人日本歯科放射線学会**

**備考欄に「 PET 核医学歯科認定医更新審査料」と明記してください．**

　1) 資格更新申請書 (別紙様式更新 1)

　2) 取得単位表 (別紙様式更新 2、3)

**対象期間は認定年月日〜令和 2 年 5 月 31 日の期間**

(1) 学術総会、春季大会の PET 研修セミナーもしくはPET核医学エキスパートセミナー、学術集会、学術講演会、教育講演会等に参加および受講したことを証明する書類の写し

　　　　　注１. 日本核医学会からのPET研修セミナー修了証の送付が出願期限に間に合わない場合は、

　　　　　　　「春期大会参加証の写し」での申請を許可します。修了証が届き次第、事務局に送付して下さい。

(2) 演者としての単位申請は、それを証明するフロクラム、抄録等の写し

(3) 学術論文発表、核医学・Ann Nucl Med 査読の場合は、それを証明するその部分の写し

**4. 更新申請書類の受付期間**

受付開始：令和 **2 年 4 月 1 日**、

受付締切：令和 **2 年 5 月 18 日** (当日消印有効)

(令和 2 年 5 月 31 日までに単位取得の予定がある場合は事務局へ事前連絡が必要)

**5. 更新の保留 (別紙様式更新保留 1)**

　1) 更新時までに取得単位数が所定の総単位数に満たない場合は、別紙様式更新保留 1“PET 核医学歯科認定医 資格更新保留願い”を提出して下さい。所定単位を取得後に更新の申請をすることか出来ます。ただし、 保留期間は２年間まてとし、保留期間中は PET 核医学歯科認定医を呼称することは出来ません。

　2) 保留期間経過後は資格更新の申請をすることか出来ません。ただし、海外留学、長期病気療養、産休育休等やむを得ない事情かある場合は、“PET 核医学歯科認定医資格更新保留延長願い”を提出して下さい。 この用紙を希望の者は事務局にお申し出下さい。

以上のことに関してのお問い合わせは、書面または Fax、E-mail にて下記にご連絡下さい。

お問合せ先:

特定非営利活動法人　日本歯科放射線学会

認定委員会（PET 核医学歯科認定医）

〒135-0033 東京都江東区深川2-4-11　一ツ橋印刷株式会社学会事務センター宛

TEL：03-5620-1953 　FAX：03-5620-1960 　E-mail：[jsomr@onebridge.co.jp](mailto:jsomr@onebridge.co.jp)